

内管委第1003号
平成30年4月10日

(一社)全日本釣り団体協議会会長 様

神奈川県内水面漁場管理委員会会長
(公 印 省 略)

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限に係る委員会指示について
(通知)

このことについて、別添、神奈川県公報のとおり平成30年4月6日付けで
委員会指示を発動しましたので、お知らせします。

問合せ先
内水面漁場管理委員会事務局
清水、藤井
電 話 (045) 210-8556
FAX (045) 210-8908

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年 4 月 6 日 (金曜日)

定期 第 2976 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号 一部 三四五円 (消費税及び地方消費税込み)

目次	ページ	もみらい・青少年課)	211
○告示		○公告	
軽油引取税に係る特約業者の指定 (総務・税務指導課)	209	環境影響評価条例による事後調査報告書の提出 (環境農政・環境計画課)	211
土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除 (環境農政・大気水質課)	209	毒物劇物取扱者試験の実施 (健康医療・業務課)	211
コイの持ち出しの禁止に係る水系の範囲 (環境農政・水産課)	209	都市計画の図書の写しの縦覧 (21件) (県土整備・都市計画課)	212
登録又は届出を要する普通肥料に係る表示事項の一部改正 (農業技術センター)	210	開発行為に関する工事の完了 (県土整備・建築指導課)	214
身体障害者福祉法による医師の指定 (福祉子どもみらい・障害福祉課)	210	水産動植物の採捕禁止 (海区漁業調整委員会)	215
都市計画事業の認可 (県土整備・都市計画課)	211	コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (内水面漁場管理委員会)	216
青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子ど			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第212号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第144条の9第1項の規定により、次のとおり特約業者として指定した。

平成30年 4 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

氏 名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)	主たる事務所又は 事業所の所在地	指 定 の 年 月 日
中央石油販売株式会社 代表取締役 宮澤 清	横浜市西区みなと みらい四丁目4番 2号 横浜ブルー アベニュー6階	平成30年 4 月 1 日

神奈川県告示第213号

土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第6条第4項の規定に基づき、次の要措置区域について同条第1項の指定を解除する。

平成30年 4 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定を解除する要措置区域
鎌倉市岩瀬字下土腐1,158番7の一部 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
シスー1, 2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

3 講じられた指示措置等

土壌汚染の除去

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部大気水質課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第214号

コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限 (平成30年神奈川県内水面漁場管理委員会指示第1号) に基づき、水系の範囲を次のとおり定め、平成30年 5 月 6 日から施行する。

平成30年 4 月 6 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

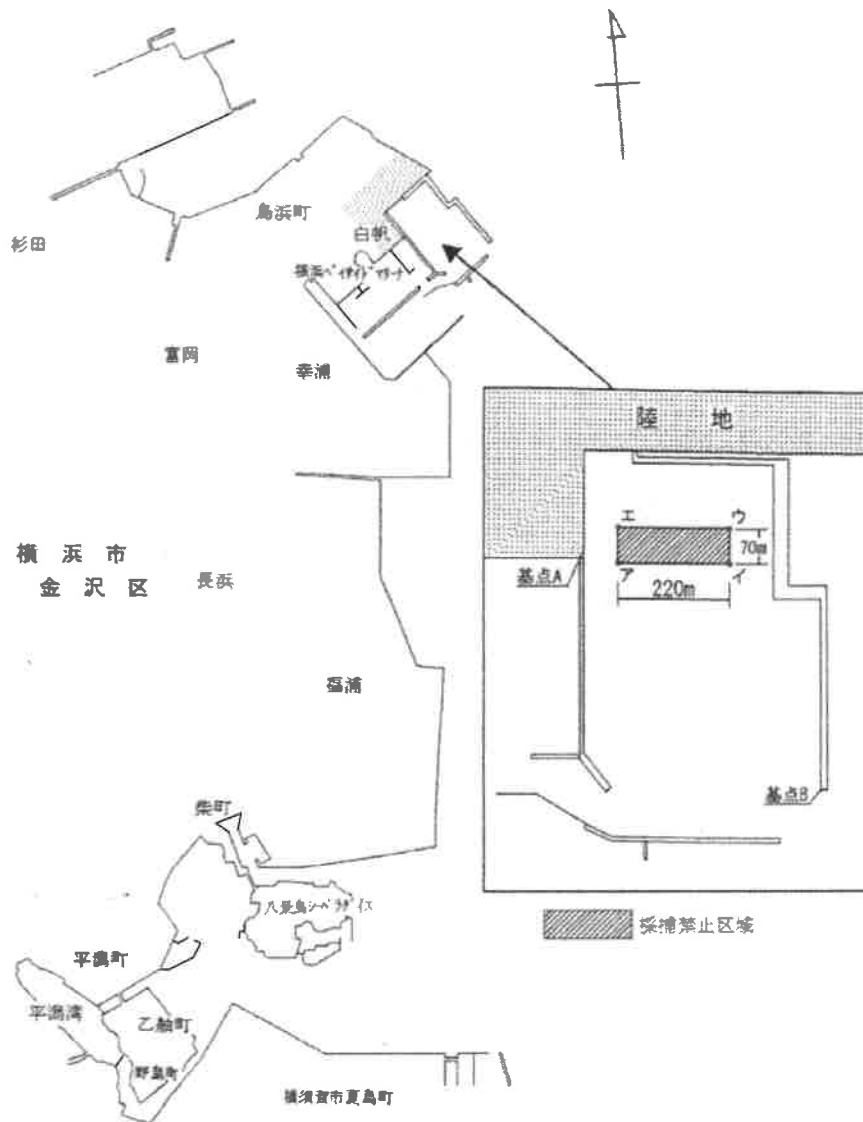
- 1 多摩川の本流及び支流の区域
- 2 鶴見川の本流及び支流の区域
- 3 相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げる基点A B及びC Dの直線から上流の相模川の支流の区域を除く。
点の位置
基点A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端
基点B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端
基点C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端
基点D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端
- 4 帷子川の本流及び支流の区域
- 5 大岡川の本流及び支流の区域
- 6 下山川の本流及び支流の区域
- 7 境川の本流及び支流の区域
- 8 引地川の本流及び支流の区域

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二二〇一―二二一

印刷
横浜市鶴見区矢向三―一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

水産動植物の採捕禁止区域



神奈川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを同一水系に放流する場合を除く。

平成30年4月6日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水系(水面に設置

した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。)においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、当該水系の範囲については、知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (イ) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。
- (ロ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (ハ) PCR検査又はLAMP法で陰性が確認されたコイ群であること。

イ 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならないこと。

2 指示期間

平成30年5月6日から平成31年5月5日まで